

平成17年11月15日開催仙台家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成17年11月15日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

(1) 委員

| | | |
|--------|--------|--------|
| 遠藤 香枝子 | 遠藤 絢一 | 岡崎 智政 |
| 亀井 基子 | 菊池 武剋 | 小塚 眞史 |
| 佐久間 敬子 | 鈴木 ハツヨ | 高橋 光雄 |
| 高森 高德 | 千葉 真弓 | 戸田 恵美子 |
| 朴澤 泰治 | | |

(2) 事務局

| | |
|--------------|------------|
| 佐藤信昭事務局長 | 鈴木尚首席家裁調査官 |
| 柳田泰道首席書記官 | 菊地努事務局次長 |
| 細田隆総括主任家裁調査官 | 清野武総務課長 |
| 高橋智明総務課課長補佐 | |

4 庁舎見学

法廷兼審尋室，調停室，面接室及び児童室

5 報告等

(1) 委員の異動報告及び新任委員のあいさつ・自己紹介

(2) 事務担当者異動報告

(3) 前回開催の委員会以降の広報活動等について

ア 裁判員制度についての意見に対する検討結果

（以下，■は委員長，□は委員，▲は事務局の発言）

▲ 裁判員制度に関する疑問や意見，感想等については，仙台地裁の裁判員制度導入に向けたプロジェクト等で紹介し，今後の活動の参考とした。

イ 広報活動

▲ 前回開催以降，次のような広報活動を実施した。

- 5月から庁舎1階待合いコーナーに荒町小学校の児童が描いた絵を展示

し、11月からは立町小学校の協力を得て同校の児童が描いた絵を展示した。また、児童の描いた絵は来庁者の心を和ませることから、10月まで展示した荒町小学校の児童画のうち2点について、保護者や学校の了解のもと、複製画を作成して当事者待合室に展示した。

- 10月の法の日週間である10月4日に、離婚を題材とする「模擬調停」を実施し、普段は非公開となっている調停の様子を約100人に見てもらった。
- 同じく10月6日に、法務局、検察庁及び弁護士会の協力を得て無料法律相談を開催し、相談者は65人であった。

6 議事

テーマ「親子の面会交流」について

- 「親子の面会交流」について、具体的な事例を紹介し、対立の背景やそこに潜む問題点などに対する裁判所の見方と社会一般の見方との間で、かい離はないかという点を含め、委員から率直な意見を伺いたい。
- ▲ 夫婦が別居して離婚を争い、面会交流が問題になっている事例2例（▪ 一切の面会交流を拒否している事例、▪ 児童室で試行的面会交流を実施した事例）と離婚後、面会交流が問題になっている事例2例（▪ 協議離婚、▪ 調停離婚、▪ ▪ いずれも面会交流を拒否している事例）を紹介、説明した。
- ▪ の事例では結論はどうなったのか。また、▪ の事例では財産分与及び養育料の申出はないのか。それとも母親がなんとかしようとしているのか。
- ▲ ▪ は、面会交流について調停では話合いが付かず、審判に移行し、審判で判断された事例である。▪ については、面会交流のほか問題になっていないようである。
- 面会交流の場合、調停委員の配置等について、専門的な人を指定する等、工夫されているのか。
- ▲ 調停委員は適任者を指定している。また、家事審判官が調査命令を発して調査官を関与させたり、局面ごとに調停委員会の評議を活用している。
- 私の経験では経験豊富な調停委員が担当されている。
- 事案が分かる人、具体的には、前に当該当事者間の離婚を担当した調停委員を配置するようにしている。

- ▲ 申立書等の資料から予測を立て、問題があると思われる事例については、調査官を調停に立会させてくれと家事審判官に具申している。
- 今、事務局から説明されたのをインテークと言っているが、インテークで調査官が家事審判官に意見を提出することになっている。
- 事案によって面接交流が認められるとあるが、親子の面会交流は権利なのか。仮に権利だとすると、親の権利なのかそれとも子の権利なのか。
- ▲ 事案によるというのは、子の福祉を害さないということであり、害するとなれば面会交流は認められない。面会交流を行うには子の両親の状態を見る必要があることは当然であり、両者の協力が必要になる。ら致されるかもしれないという場合は面会交流は認められない。
- 面接交流、つまり面接交渉権とは、離婚後親権者若しくは監護者とならなかった親（非監護者である親）がその未成年の子と面接交渉をする権利をいう。諸外国の中には明文の規定があるところもあるが、我が国の民法は面接交渉権を明記していない。面接交渉権を認めた最初の審判例とされる、東京家庭裁判所昭和39年12月14日の審判では、非監護親に子との面接交渉権を認め、家事審判事項であることを明らかにした。

次に、面接交渉権の権利性については、法的性質について、
 - 自然権説、
 - 親権、監護権の一部であるとする説、
 - 監護に関連する権利であるとする説、
 - 自然権であり、監護に関連する権利であるとする説、
 - 子の権利であるとする説、
 - 親の権利であると同時に子の権利でもあるとする説と説が分かれています。

昭和59年7月6日及び平成12年5月1日の最高裁決定は、面接交渉権を認め、子の利益のために必要なときには、家事審判によって相当な処分を命ずることができるという実務のすう勢を是認したものであった。

家裁の実務上は、非監護親の面接交渉権を監護権の一部、あるいは監護に関する権利として、親が監護権を認められる意味、根拠に立ち返って面接交渉権を理解し、子の権利という観点にも立って、子の利益のために必要な処分として面接交渉を命じ、あるいは制限することになると思われる。
- 子供自身の意思は調査、反映されるのか。
- ▲ 子供が何歳になればはっきり自身の意思を言えるかは難しい問題であるが、

法律では15歳と規定している。それ以下の子供の意思を把握することは大変難しく、小さい子供と15歳との間がグレーゾーンと言える。8, 9歳から15歳までの子供については、子と親の両方を見て検討しているが、子供の意思の確認には、学校に行く等して客観的な資料を集めるようにしている。

□ 資料には理想的な姿が描かれているが、子供の福祉が害されないというのは抽象的で難しい。また、子供の権利がどのように認められるかは難しい問題である。

母親が子の親権者となって離婚した事例で、当初、父親は子との面会が認められていたが、母親が再婚した後は、子と会わないでくれと言われ、父親が悩んでいた。

▲ 再婚後、子供が安定しているので会わないでくれと言われる事例は多い。大変難しい問題である。

□ たまに会った人が自分を良く見せることが多い。子供にとっていいのかどうか疑問になる。

▲ 実の親を覚えていない場合や養親に遠慮して会いたいと言わない場合もあり、難しい。

□ 裁判所での離婚の話合いについて、以前は双方仇同士という感があったが、このごろでは成熟して仲良くなり、子供のことを考えていこうという機運がある。調停委員会では面会交流について説明、説示されるべきである。それには調停委員には研修していただきたいと思う。調停の際、事務的なことだけを決めないで、別れるときは、納得・融和し、仲良くすべきである旨説示すれば、子の監護というような厳めしいことはなくなるのではないか。

▲ 子供の親権にこだわる父親も増えており、真面目に子を育てていこうとする人も多くなっている。その一方で、家族意識がなくなってきていて、あっさり離婚を考えているところもある。また、婚姻費用分担や養育料を決めてもその後の事情変化で、その履行が難しくなっている場合もある。

□ 離婚の調停の際、養育料などの条件を細かく決める場合と、そうでない場合があるが、その後の子の監護に関する事件の申立てに差があるかどうか伺いたい。

▲ どちらが多いか統計を取っていないので分からない。余りにきっちり決め

ると守れず駄目になることもあるが、逆に余りに緩やかだとその後の協議ができない場合もある。

- できるだけ面会交流を認める方向性なのかどうか。私は原則的にできるだけ会わせない方がよいと思う。面会交流を認める場合も子の発達とかを考えるべきである。また、離婚前の事例と離婚後の事例に分けて考えるべきで、離婚成立後の場合は、子供の視点に立った考えに立つべきだと思う。
- 協議離婚後、子供が怪我した際、仕事で忙しい母親に代わって別れた父親が看病していた例があった。
- 何歳までが子供なのかという話があったが、何歳になったら親になるのだろうか。また、離婚後、子供を養育している方が正しい側であるとの世間の目がある。子供を優先しすぎると、壊れてしまう家族もあるので、最大幸福よりの最小不幸を考えるべきだとの考えもある。面会交流は親を育ててもらうために必要であり、未来に向けて常に話し合う必要がある。
- 小さい子供の場合は問題が起きないが、意識が目覚めた後は、自分のルーツを考えるようになり、理屈では割り切れないものがある。どれが将来幸せかを考えてアドバイスしていただきたい。
- 今出された意見等は、普段実務に携わっている者の見方として、なかなか気付くことの少ない、有益なものであると考える。続いて、仙台家裁本庁で、児童室を使って面会交流を試行した事例を紹介した上で、委員から意見を伺いたい。
- ▲ 面会交流を試行した2事例（・円滑な試行実施となり、面会交流の調停が成立した事例、・離婚調停中、面会交流を実施したところ母親（監護者）の態度が硬化し、離婚調停が不調となった事例）と試行しなかった事例（・虐待の疑いが払しょくできず、試行の条件が熟していないとした事例）を紹介、説明した。
- ・の事例において、調停が不調になったようだが、児童相談所に連絡するなど、家庭裁判所ではその後のフォローをどのように行ったのか。
- ▲ この事例では、関係機関からの連絡で父親が虐待を知ったようだ。児童虐待が心配される場合は、家裁から児童相談所に連絡し調整することになる。
- ・の事例では、監護者である母親が不機嫌になったようであるが、ケース

を研究して反省すべき点があれば教えて欲しい。

- ▲ ▽の事例では、面会交流に子供が嫌がっていると母親が抵抗していた。子
のためにいい形で合わせようということまで母親としての整理ができていな
かった。親の問題と子の問題を切り離せないまま、とにかくやってみるか
ということを実施すると、子供にとって良くないケースが出てくる場合もある。
試行に当たり一定の条件をクリアしているかが必要となる。
- このような場合、調査官で討議し、試行するかどうか決めるのか。
- ▲ 調停委員会での判断となる。なお、評議する際、調査官もその評議に
加わり意見を述べ、十分検討して実施することになる。また、試行する場合は、
事前に調停の当事者双方に会って調整することもある。
- ▽のような事例はよくあることであり、やってみようというのは危険であ
る。親の事情で決まるのは、子にとって可哀想である。また、▽の事例で、
新しい家庭でその後どうなったのか。
- ▲ 新しい家庭もうまくいっているようだ。
- 子供は、2人の母親と認めているのか。
- ▲ それは分からない。
- ▽の事例で、子供は母親からのぞかれていることを知っていたのか。日記
をのぞき見されたようで、裁判所や社会に対する不信につながるのでは
ないか。
- ▲ 母親が来ていることは伝えている。ただ、子供も母親から見られていると
分かれば、それほどの姿は見せなかったと思う。
- 母親に見せないことはできないか。
- ▲ 両者の合意の上で見せているので、見せないこともできる。
- マジックミラー越しに見られているかということはどういうふうに考える
か、子供の立場で考える必要がある。子供の立場で考えた場合、問題では
ないかという疑問がある。
- ▲ 年少の子供に対してどこまで開示するかを検討する必要がある。面会交流
に向けたトライアルとして行うものであり、その様子を監護親に見せない
とうまくいったかどうか不透明になるし、子供の問題もあり難しい問題である。
- 子供と親のどちらを基準にするか難しい問題である。

- ▲ 子との面会交流については、必ずしもマジックミラー越しに見せることを前提としていない。
- 子にとって、他方の親に見られていることが分からないまま、一方の親と交わるのは、子が自然な行動をとれるようにするためである。それが許されるかどうかは親の決める局面である。双方が理解した上で解決できるようにすることが必要である。試行の前に、親が見ていることを言って面接することはできないが、試行の在り方については今後検討したい。
- 先ほど児童室を見学したが、閉じられた空間という感じがした。広い空間で、お茶を出したりなど、自然に会えるような状態で面会できないかと思った。広い空間を作ることはいろいろ制約もあって難しいと思うが、試験のような感じがした。
- ▲ 面会交流の試行は、必ずしも児童室で行うというものでなく、食堂や公園などで調査官が立会し行うこともある。
- 私が調停委員をしていたとき、野草園や動物園、レストランなどで調査官が立ち会って面会を試行したこともある。子供のことがよく分からず自信を失う親もいたので、試行の前に調査官が子供の趣味など詳しいメモを作って非監護親に渡していた。とにかく調査官はきめ細かくやっているなという感じがした。また、児童室の広さの件についても、庁舎改築でその分のスペースが取れなくなったことによるものと思う。
- ▲ 児童室での面会の試行は、面会を自由に行うためのステップのつもりで実施している。
- これまでの議論を聞いていて、子を取り合った際の大岡越前の話を思い出してしまった。親と子の関係について、大人の日や大人の論理で考えているのではないか。大変難しい問題ではあるが、親子が会うことを妨げること自体おかしいし、大人の争いは、それ自体仕方がないが、それで子供が犠牲になるのはおかしいと思う。子に対する成長期の教育等で、子にとって迷惑なことを教材とする、そのような発想があっても良いかと思う。
- 面会交流は権利だと思うが、絶対的なものと誤解がある。それに対し義務もある。権利濫用は駄目である。他人に迷惑を掛けてはならないし、他人に迷惑を掛けないように行使すべきであり、子供の権利も考えるべきである。

また、調停での説得も大事になる。相手の不利益や子の不利益を納得してもらうことが大事である。

- 仙台家裁でこのように苦勞して実施していることは財産である。これをホームページ等で公表することで、考える材料や抑止力になるのではないか。もちろん、プライバシーに考慮することは当然であるが、広く見てもらうことが有効だと思う。何か方法があれば一般の人も勉強になる。
- 発達心理学からの視点や最大幸福ではなく最小不幸を追求すべきという考え方など、他の委員の意見は大変参考になった。プラスの方向で考えていきたい。また、家族の考えが多様になり、昔の考えを踏襲することなく、広い分野から意見を聞いて考えていくべきである。

7 次回テーマの選定、次回期日について

- 次回の委員会のテーマについて、何か意見はないか。
- 次回のテーマとして、「調停委員の人材確保」、「調停委員の研修・研さんの実情」及び「調停制度の利用者はどのような意見を持っているか」を提案したい。
- そのほか協議すべきテーマがある方は、12月28日まで総務課までお知らせ願いたい。それでは、次回テーマは決まり次第連絡したい。
- 賛成
- 次回期日については、来年の6月ころとして、その日程は後日事務局の方から連絡することでよいか。
- 委員会は、現在年2回行われているが、年3回にできないか。準備の都合もあるかと思うが、資料を簡素化にするなど工夫しだいで可能ではないか。
- 賛成である。委員の方も家裁について少しずつ理解を深めてきているので、もっと簡単に集まれるようにして年3回開催してはどうか。
- 現状のとおり年2回で十分である。
- 年3回にするか、現状どおりにするか事務局で検討してはどうか。
- 開催回数については事務局でも検討するが、取りあえず次回開催は6月でよろしいか。
- 賛成

以上